

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【会社名】	不二サッシ株式会社
【英訳名】	FUJISASHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉本 直史
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12（新川崎三井ビルディング）
【電話番号】	大代表（044）520-0034
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 鈴木 辰男
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎五丁目6番2号（都五反田ビル西館）
【電話番号】	代表（03）5745-1212
【事務連絡者氏名】	管理本部経理部長 鈴木 辰男
【縦覧に供する場所】	不二サッシ株式会社 東京支店 （東京都品川区大崎五丁目6番2号（都五反田ビル西館）） 不二サッシ株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号（創建御堂筋ビル）） 不二サッシ株式会社 関東支店 （埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号（北浦和第二大栄ビル）） 不二サッシ株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号（名古屋ビルディング東館）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成22年2月10日開催の当社取締役会において、当社は平成22年4月1日を効力発生日として、当社の事業の一部を会社分割（吸収分割）し、当社の100%子会社である㈱不二サッシ東北に承継することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

（１）当該吸収分割の相手会社に関する事項

- ① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容（平成21年3月31日現在）

商号	㈱不二サッシ東北
本店の所在地	宮城県宮城郡利府町しらかし台6-5-12
代表者の氏名	代表取締役社長 武藤 文雄
資本金の額	30百万円
純資産の額	△49百万円
総資産の額	122百万円
事業の内容	ビル建材事業・住宅建材事業

- ② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算月	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高（百万円）	798	673	650
営業利益（△は損失）（百万円）	△3	△34	△38
経常利益（△は損失）（百万円）	0	△31	△35
当期純利益（△は損失）（百万円）	△1	△26	△34

- ③ 大株主の名称及び発行株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	不二サッシ㈱（提出会社）
大株主の持株数の割合	100%

- ④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は、当社100%出資の連結子会社であります。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	相手会社は、当社の金属製建具を販売しております。

（２）当該吸収分割の目的

当社は、「中期経営4ヵ年計画（平成18年度～平成21年度）」を策定し、本計画の骨子である事業構造変革の一環として、グループ内の組織再編を進めてまいりました。平成18年10月1日付で「九州地域製販一体会社（㈱不二サッシ九州）」を、平成19年10月1日付で「資材統合会社（不二ライトメタル㈱）」を発足させております。今回の会社分割は、中期経営計画に基づく一連のグループ内組織再編のひとつであります。

本組織再編の目的は、地域販売一体会社として情報を一元管理し、迅速な意思決定によるスピード感のある施策の実行等、収益基盤の強化を図り、事業の継続的發展を目指すことにあります。

（３）当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数、その他の財産の内容、その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、既存の㈱不二サッシ東北（当社の100%子会社）を承継会社とする吸収分割です。分割会社（不二サッシ㈱）は会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本件会社分割を行います。

② 吸収分割の日程

当社事業の一部を㈱不二サッシ東北が承継する吸収分割	
吸収分割契約書承認取締役会	平成22年2月10日
吸収分割契約書調印	平成22年2月10日
吸収分割契約効力発生日	平成22年4月1日（予定）

③ 株式の割当

(株)不二サッシ東北が分割に際して発行する株式は80株であり、その全てを当社に割り当てます。

④ 増加する資本金及び資本準備金

当社においては、(株)不二サッシ東北に承継させる純資産の額を子会社株式に計上し、(株)不二サッシ東北においては、承継した純資産のうち資本金200百万円計上し、残額を資本準備金に計上いたします。

⑤ 承継会社が承継する権利義務

本件会社分割に際し、(株)不二サッシ東北は、分割期日において当社の東北支店に係る事業の分割契約書に基づく資産、負債および権利義務を承継いたします。債務の承継は、重疊的債務引受の方法によります。

⑥ 債務履行の見込み

本会社分割に際して、分割会社および承継会社が負担すべき債務の履行の見込みについては問題ないものと判断しております。

⑦ その他の吸収分割の内容

吸収分割契約の内容は、以下のとおりです。

吸収分割契約書

不二サッシ株式会社（以下「甲」という）と、株式会社不二サッシ東北（以下「乙」という）とは、甲の事業の一部に関する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり契約する。

第1条（目的）

甲は、その経営する事業のうち、東北支店（傘下営業所を含む）に係る事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を、平成22年4月1日付をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

（商号）不二サッシ株式会社

（住所）神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 新川崎三井ビルディング

（2）吸収分割承継会社（乙）

（商号）株式会社不二サッシ東北

（住所）宮城県宮城郡利府町しらかし台6丁目5番地の12

第3条（分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して譲渡制限株式80株を新たに発行し、そのすべてを甲に交付する。但し、第5条第1項に定める「本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、甲乙協議の上これを変更することができる。

第4条（増加すべき乙の資本金及び資本準備金）

乙が本件分割により増加する資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。但し、次条第1項に定める「本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、甲乙協議の上これを変更することができる。

①資本金 200,000,000円

②資本準備金 会社計算規則第37条により分割期日において、乙が甲から承継する資産の額から、乙が甲から承継する債務の額と上記①の増加する資本金を控除した額

第5条（分割により承継する権利義務）

- (1) 甲は、本件事業に係る平成21年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を、本件分割の効力発生日において乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。
- (2) 甲は、平成21年9月30日から本件分割の効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を乙に明示する。
- (3) 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第6条（分割承認株主総会）

- (1) 甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、本契約書につき株主総会の承認を得ないで分割する。
- (2) 乙は、平成22年2月25日開催の株主総会において、本契約書の承認その他本件分割に必要な事項に関する承認を求める。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成22年4月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第8条（競業禁止義務の不存在）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、本件事業と競業する事業を行うことができる。

第9条（本契約の変更又は解除）

本契約書締結後、本件分割の効力発生日までの間に、本件事業又は甲及び乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める乙の株主総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年2月10日

神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12

新川崎三井ビルディング

(甲) 不二サッシ株式会社

代表取締役社長 吉本直史

宮城県宮城郡利府町しらかし台6丁目5番地の12

(乙) 株式会社不二サッシ東北

代表取締役社長 武藤文雄

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割会社は、承継会社の発行済株式の100%を保有しており、かつ、承継会社が本件分割に際して新たに発行する普通株式のすべてが分割会社に交付されるため、その交付される株式の数にかかわらず、分割会社の純資産額に変動は生じません。そのため、両当事者が任意に合意したところに従い、承継会社が本件分割に際して分割会社に交付する譲渡制限株式の数を80株と決めました。但し、「本件分割の効力発生日（平成22年4月1日）の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、両当事者が協議の上これを変更することができるものと定めております。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	(株)不二サッシ東北
本店の所在地	宮城県仙台市（予定）
代表者の氏名	代表取締役社長 宮城 章吾（予定）
資本金の額	230百万円（予定）
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	ビル建材事業・住宅建材事業

以 上